

一般社団法人日本色彩学会 学術委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本色彩学会学術委員会（以下、本委員会という）は、本委員会定款第4条の事業を推進するために、研究活動の振興および研究成果の社会への還元を図ることを目的とする。

(学術委員会の業務)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するために、本委員会の傘下に研究会を置き、次の各号に示す業務を行う。また、本委員会は、研究会活動の活性化のために、外部資金活用の支援、共同研究の推進、研究成果の国内外への発信促進、ならびに社会的課題解決へ迅速に対処することを業務とする。

- (1) 研究会の活動状況を掌握し、監督する。
- (2) 研究会の次年度の事業計画および収支予算を審議し、理事会へ提案する。
- (3) 当該年度の予算案に従い、研究会へ予算を配分する。
- (4) 研究会の予算の執行状況を掌握し、その効率的な運用を図る。
- (5) 研究会の事業報告および収支決算を審議し、理事会に報告する。
- (6) 研究会の設置および改廃を審議し、理事会に提案する。
- (7) 研究会の活動休止および活動再開を審議し、理事会に報告する。
- (8) 研究会の主査を選定し、理事会に報告する。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、委員長1名を含む若干名の委員により構成する。

(委員の選任)

第4条 本委員会の委員の選任は次の各号による。

- (1) 委員長は、一般社団法人日本色彩学会副会長の一人が担当し、会長が委嘱する。
 - (2) 委員長以外の委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 2 委員に欠員を生じた場合には補欠委員の選任を行うことができる。選任の方法については、本条第1項を準用する。

(委員長の任務)

第5条 委員長は、理事会の諮問事項、審議結果、意見等を本委員会に伝達するとともに、本委員会での審議状況、審議結果、意見等を理事会に反映する。

(委員の任期)

第6条 本委員会の委員の任期は委嘱の日から次年度の総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、後任委員が選任されるまでは、引き続きその任を負う。

2 第4条第2項による委員の任期は、本条第1項の規程にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第7条 本委員会の会議は委員長が招集し、開催する。なお、会議はオンラインでの開催も認めるものとする。

2 委員長は、研究会主査を招集した臨時の会議を開催することができる。

3 委員長は、必要に応じて臨時会議を招集することができる。臨時会議は、電子メール、ファクシミリ、郵便等の通信手段により行うことがある。

(議事録)

第8条 本委員会の議事録は、本委員会で確認の上、1部を事務局に保管する。

2 臨時会議を電子メール、ファクシミリ、郵便等の通信手段を用いて開催した場合は、臨時会議後初回の通常会議でその内容と結果を確認し、議事録に記載する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、本委員会が起草し、理事会が行う。

附則

本規程は、2015年（平成27）4月1日から施行する。

一部改正 2017年（平成29）4月1日

一部改正 2020年（令和2）8月23日